

伊藤忠商事は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り、さまざまなステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保できるよう、意思決定の透明性を高めると共に、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」についても、その趣旨に賛同し、対応を積極的に行ってまいります。

伊藤忠商事は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。

2015年6月19日現在、当社の取締役会は13名の取締役（内、社外取締役は2名）により構成されており、経営上の重要事項について意思決定を行うと共に、職務執行を監督しています。

当社は3名の社外監査役を含む5名の監査役による経営監視を十分機能させることで、監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しています。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、2011年6月より独立性の高い社外取締役を2名選任しています。更に、2015年5月より取締役会の任意諮問委員会として、社外取締役及び社外監査役を含む委員で構成される指名委員会及びガバナンス・報酬委員会を設置しています。社外取締役を含む取締役会、社外役員を委

員に含む任意諮問委員会に加え、社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした企業統治体制は、当社が構築すべきと考えている「意思決定の透明性を高めると共に、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制」に合致したものであると考えています。

当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用すると共に、社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、HMC（Headquarters Management Committee）及び各種社内委員会を設置しています。HMCは、社長の補佐機関として全社経営方針や重要事項の協議を行い、各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について審査・協議を行っています。なお、一部の社内委員会では、社外の有識者を委員とし、外部の意見を取入れる仕組みも構築し、運営しています。

## これまでのコーポレート・ガバナンス強化のための取組み

1997年	ディビジョンカンパニー制を採用	意思決定の迅速化・経営の効率化及び責任の所在の明確化
1999年	執行役員制度に移行	取締役会の意思決定機能と監督機能の強化
2007年	取締役及び執行役員の任期を1年に短縮	任期中の経営責任を明確化するため
2011年	社外取締役制度の導入	経営監督の実効性と意思決定の透明性の向上
2015年	コーポレートガバナンス・コードへの対応	指名委員会、ガバナンス・報酬委員会の設置他

### コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

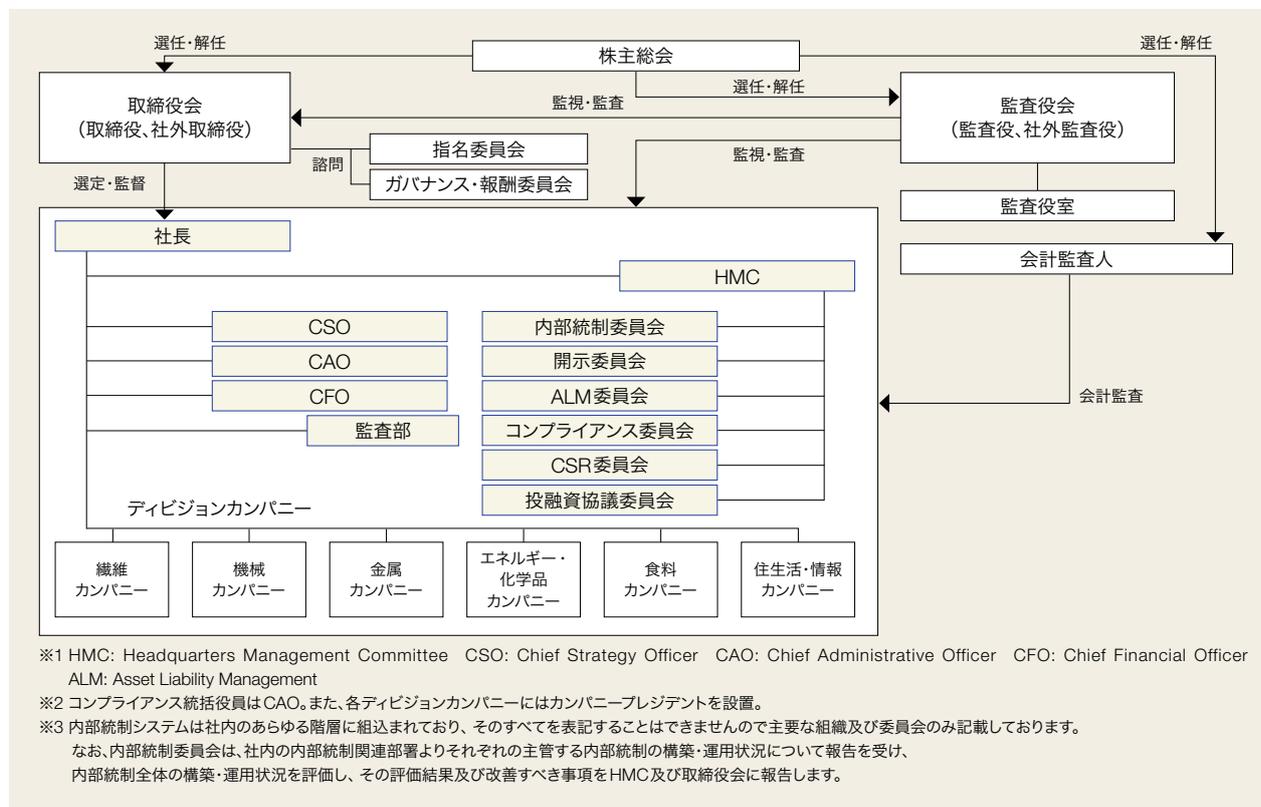
東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」への2015年6月時点の対応状況は下記の通りです。

- 取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下に指名委員会及びガバナンス・報酬委員会を設置（P77「当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図」をご参照ください）
- 政策保有株式の保有方針、議決権行使基準等に関する検討を開始（P78をご参照ください）
- 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準について、「コーポレートガバナンス・コード」を受けた当社独自の基準の検討を開始（P78をご参照ください）
- IR基本方針の策定（P80をご参照ください）

コーポレート・ガバナンス体制早見表

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数	13名
（内、社外取締役の人数）	（2名）
監査役の人数	5名
（内、社外監査役の人数）	（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	HMC(Headquarters Management Committee) が全社経営方針や重要事項を協議
取締役会の任意諮問委員会	ガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置
役員報酬体系 （P81をご参照ください）	① 月例報酬：役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定 ② 業績連動型の賞与：当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額を決定 ※ 社外取締役には月例報酬のみを支給
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図



取締役会の任意諮問委員会

名称	役割
指名委員会	執行役員及び取締役・監査役候補の選任議案の審議
ガバナンス・報酬委員会	執行役員・取締役の報酬制度、その他ガバナンス関連議案の審議

主な社内委員会

名称	目的	名称	目的
内部統制委員会	内部統制システムの整備に関する事項の審議	コンプライアンス委員会	コンプライアンスに関する事項の審議
開示委員会	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議	CSR委員会	CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議
ALM委員会	リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議	投融資協議委員会	投融資案件に関する事項の審議

## 指名委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成

氏名	役位	指名委員会	ガバナンス・報酬委員会
小林 栄三	取締役会長	○	○(委員長)
岡藤 正広	代表取締役社長	○(委員長)	○
岡本 均	代表取締役		○
小林 文彦	代表取締役	○	
藤崎 一郎	社外取締役		○
川北 力	社外取締役	○	
赤松 良夫	常勤監査役		○
大喜多 治年	常勤監査役	○	
間島 進吾	社外監査役		○
望月 晴文	社外監査役	○	○
瓜生 健太郎	社外監査役	○	
		(7名)	(7名)

### 政策保有株式の保有方針及び議決権行使基準

当社は、政策保有株式の保有については従来以上に厳選方針としており、トレードメリット等を勘案した厳格な投資基準を適用している他、定期的に投資効率と戦略的な保有意義の両面からレビューを行っています。また、当社は、保有する政策保有株式については当社の投資目的・保有方針を踏まえて必ず議決権を行使することとし、議決権行使の委任は行わない旨の方針を取締役会において決定しています。政策保有株式の保有方針や議決権行使基準については現在更に検討を行っており、詳細は本年末までにコーポレート・ガバナンス報告書において開示予定です。

### 社外取締役及び社外監査役を選任するための

#### 当社からの独立性に関する基準または方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、従来より東京証券取引所が定める「独立役員」の要件を参考に、独立性の確保を重視することとしています。今般の東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」策定を受け、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準を策定すべく検討を開始しており、本年末までにコーポレート・ガバナンス報告書において開示予定です。

なお、現在の社外取締役2名、及び社外監査役3名については、いずれも東京証券取引所が定める「独立役員」の要件を満たしており、それら全員を、東京証券取引所に独立役員として届出ています。

### 社外取締役の選任理由

氏名	選任理由
藤崎 一郎 2013年6月就任	外交官としての長年にわたる経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を当社の経営に活かすと共に、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、藤崎氏は、「独立性基準」に基づき独立役員要件を満たしており、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
川北 力 2013年6月就任	財務省(及び旧大蔵省)及び国税庁における長年の経験を通して培われた財政・金融・税務等に関する高い見識を当社の経営に活かすと共に、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川北氏は、「独立性基準」に基づき独立役員要件を満たしており、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

### 社外監査役の選任理由

氏名	選任理由
間島 進吾 2013年6月就任	公認会計士や大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、間島氏は、「独立性基準」に基づき独立役員要件を満たしており、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
望月 晴文 2014年6月就任	経済産業省(及び旧通商産業省)等における行政官としての豊富な経験と経済・産業政策等に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、望月氏は、「独立性基準」に基づき独立役員要件を満たしており、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
瓜生 健太郎 2015年6月就任	主に企業法務・国際取引法の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、瓜生氏は、「独立性基準」に基づき独立役員要件を満たしており、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

## 社外取締役によるメッセージ

### 意思決定プロセスに関する評価

投資を含め案件については、社外役員は取締役会の前に資料に基づきプレフィングを受けます。その際、疑問点があれば指摘し、必要に応じ追加の資料を要求し、精査します。取締役会の場合では、先立って開かれたHMCで、どういった議論があり、決定に際し、どのような条件が付されたか説明が行われています。これは参考になり、良いプラクティスであると思います。いろいろな視点から検討が行われ、討議が行われていることがよく分かります。これを聞いた上で、決裁条件や結論が妥当か、決定を社外に説明して納得が得られるか、判断します。そして、必要に応じ更なる説明を求め、意見を述べることにしています。

今回、コーポレートガバナンス・コードに従い、伊藤忠商事も取締役会の諮問委員会を設置することになりました。指名や報酬といったガバナンス上重要な事項について社外からの者も含めた取締役、監査役がより深く会社に関わることにより、公平性・公正性を増大することが期待されています。社外の役員としても一層の責任をもって取組まなければならない、との感を強くしています。



### 藤崎 一郎

1969年 4月 外務省入省  
外務本省の他、在インドネシア大使館、経済協力開発機構（OECD）  
日本政府代表部、大蔵省主計局を経て  
1987年 8月 在英大使館参事官  
1991年 2月 外務省大臣官房在外公館課長  
1992年 3月 同省大臣官房会計課長  
1994年 2月 同省アジア局参事官  
1995年 7月 在アメリカ合衆国大使館公使（政務担当）  
1999年 8月 外務省北米局長  
2002年 9月 外務審議官（経済担当）  
2005年 1月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使  
2008年 4月 アメリカ合衆国駐節特命全権大使  
2012年 11月 外務省退官  
2013年 1月 上智大学特別招聘教授、国際戦略顧問（現任）  
2013年 6月 現職に就任  
2014年 6月 新日鐵住金株式会社外取締役（現任）



### 川北 力

1977年 4月 大蔵省入省  
2001年 7月 財務省主税局税制第一課長  
2002年 7月 同省大臣官房総合政策課長  
2004年 7月 同省大臣官房文書課長  
2005年 7月 国税庁大坂国税局長  
2007年 7月 財務省大臣官房審議官  
（主税局担当）  
2008年 7月 同省大臣官房総括審議官  
2009年 7月 同省理財局長  
2010年 7月 国税庁長官  
2012年 8月 財務省退官  
2012年 10月 一橋大学大学院法学研究科教授（2014年9月退任）  
2013年 6月 現職に就任  
2014年 10月 損害保険料率算出機構  
副理事長（現任）

### コーポレート・ガバナンス及びリスク管理に関する評価

伊藤忠商事は、世界各地で多くのパートナーと多様な仕事をしているので、当社の「使命」を果たすためには、卓越したコーポレート・ガバナンスのもとで、当社の経営方針、理念、高い規範意識を全社員が共有することが特に重要だと思います。

今般、取締役会の諮問委員会として「指名委員会」と「ガバナンス・報酬委員会」を新設するなどの対応をしました。これは、より良い経営管理のための「手段」のひとつですが、こうしたことも活用して、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層向上していきたいと思っています。

また、より良いコーポレート・ガバナンスは、やはり株主の皆さんとの「対話」が基礎になります。この点、当社は、アニュアルレポートが毎年高い評価を得ていることに象徴されるように、IRに力を入れており、大変良いことだと思います。

リスク管理については、不透明で流動的な経済環境を踏まえて、多段階のチェックシステムを設けて取組んでいます。

新しい中期経営計画においては、財務体質強化と収益基盤構築を基本方針とし、投資については、戦略的連携に基づくシナジー創出と共に、スクラップアンドビルドの手法を組み込んだ管理の枠組みを設定しています。こうした投資方針は、既存投資を見直し、新規投資を厳選することで、リスク管理に資するものと考えられます。

この3年間はまさに計画で標榜した「挑戦」の時期です。株主の皆様の期待に応える成果が生み出されるものと期待しています。

## 内部統制システム

当社は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定しています（直近では、2015年5月1日付で一部改訂）。この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。ここでは、2点特筆すべき取組みを抜粋してご紹介します。

「内部統制システムに関する基本方針」は、当社ウェブサイトも併せてご覧ください。  
[http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance\\_compliance/control/policy/](http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/control/policy/)

## 財務報告の信頼性を高めるための取組み

連結ベースの財務報告の信頼性をより高めるために、社内体制を構築し、財務報告に係る整備・運用状況を定期的に評価することにより、適宜改善を図っています。具体的には、各組織に内部統制統括責任者を任命して整備・運用を進め、監査部が評価し、各組織へフィードバックすることにより、継続的な改善活動を実行しています。この取組み全体を監査部が企画・管理し、重要項目はCFOを委員長とする開

示委員会が審議のうえ意思決定をすることにより、全社的な内部統制の強化に努めています。

### 当社子会社を含めたグループベースでのリスク管理の強化

当社グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューしています。「ALM委員会」が当社グループのバランスシート管理やリスクマネジメントに関する分析・管理に関する審議を行い、当社グループの資産の保全を図っています。

### コンプライアンス

伊藤忠商事は企業理念を構成する「ITOCHU Values」の一つとして「誠実 (Integrity)」を掲げており、社員一人ひとりが法令や国際ルールなど企業活動に関連するルールを学び遵守し、腐敗防止を含めて高い倫理観を持ち日々の職務に取組むことができる体制及び環境を整備しています。

推進体制としては、法務部コンプライアンス室が、全体の方針や施策の企画・立案を行い、伊藤忠商事の各組織、海外現地法人及び国内外の主要なグループ会社にコンプライ

アンス責任者を配置する体制を構築しています。発覚したコンプライアンス関連事案は、コンプライアンス統轄役員 (CAO) 及び監査役に報告し、重大な事案については、適宜取締役会へ報告しています。また、体制の整備・運用状況について年に一度、モニター・レビューを実施するほか、海外現地法人やコンプライアンス管理対象会社等の重点先に対しては現場におけるコンプライアンスの実態把握やリスクの洗い出しを目的とした訪問指導を行っています。更に、発生した事案の傾向、モニター・レビューの結果等を踏まえて組織ごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し、順次実行に移しています。また、コンプライアンス意識の向上と事案の発生予防を目的とした社員教育も実施しています。毎年、伊藤忠商事の役職員を含む全社員及び要望のあったグループ会社の社員を対象に、実際に発生したコンプライアンス事案を教材として解説する「コンプライアンス巡回研修」を実施しており、2014年度は70社 (受講者数4,800名) と、海外ブロックの全38拠点に対して実施しました。また、「内部情報提供制度規定 (ホットライン)」を策定し、各グループ会社でもホットライン制度を設けることで、内部情報提供者の保護を図ると共に、適正な処理の仕組みを含め、不正行為等の早期発見と是正を図っています。コンプライアンスに反する事例が確認された場合には、原因究明や当事者・関係者の教育訓練など各種是正措置を行うと共に、関与した役員・社員に対し、厳正に対応しています。

## IR基本方針

伊藤忠商事では、株主・投資家等のステークホルダーに対する企業・経営情報の説明をコーポレート・ガバナンス上の重要課題の一つと認識しており、適時・適切な情報開示に努めています。

また、2015年5月には「伊藤忠グループ企業理念&企業行動基準」及び東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、法令や規則に基づく適正な情報開示を行うと共に、さまざまなステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築しつつ株主及び投資家等との対話を促進し、長期的な視点での企業価値の向上に資することを目的としてIR基本方針を定めました。本基本方針のポイントは右記の通りです。

- CFOを委員長とする開示委員会の運営
- 適時開示の決定権限、IR室の役割、開示プロセスの整理
- 情報開示、株主投資家との対話に際しての基本原則を策定 ((1) 関係法令及び規則の遵守、(2) 透明性、(3) 適時性、(4) 公正性、(5) 継続性、(6) 機密性)
- CFOが対話責任者となること、及び経営陣幹部または取締役による積極的な対応を明文化
- CFOによる株主・投資家の意見の取締役会への定期的な報告を明文化
- 持続的な株主価値の増大を図るために理想的と思われるバランスの良い株主構成の実現を図ることを明文化

「IR基本方針」は当社ウェブサイトも併せてご覧ください。  
<http://www.itochu.co.jp/ja/ir/policy/>

## 取締役会開催実績と役員報酬

これまでご説明したコーポレート・ガバナンス体制のもとでの、2014年度の主な取組実績は以下の通りです。

### 2014年度の会議開催

	2012年度	2013年度	2014年度
取締役会	18回	16回	20回
社外取締役の取締役会への出席状況	97%	96%	95%
社外監査役の取締役会への出席状況	94%	96%	93%
監査役会	15回	14回	14回
社外監査役の監査役会への出席状況	96%	100%	94%

### 2014年度の実績と取締役会における 主な意思決定事例

- ①【2015年1月20日】中国最大のコングロマリット・CITIC Limited、アジア有数の大手コングロマリット・Charoen Pokphand Group Company Limitedとの3社間での戦略的業務・資本提携
- ②【2014年7月24日】Charoen Pokphand(チャロン・ポカパン)グループとの業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行及びC.P. Pokphand Co. Ltd.株式取得等
- ③【2014年7月24日】自己株式取得に係る事項の決定
- ④【2015年3月3日】中期経営計画基本方針

### 2014年度の役員報酬実績

区分	人員数(人数)	支給額(百万円)	内訳	報酬限度額
取締役 (内、社外)	13 (2)	1,507 (24)	① 月例報酬 837百万円 ② 賞与 670百万円 下記「取締役賞与の算定式」をご参照ください。	① 月例報酬総額として年額12億円 (内、社外取締役分は年額50百万円) ② 賞与総額(社外取締役は賞与支給せず)として、 年額10億円 (①、②共に2011年6月24日 株主総会決議)
監査役 (内、社外)	5 (3)	122 (33)	① 月例報酬のみ	① 月額総額13百万円 (2005年6月29日 株主総会決議)
計 (内、社外)	18 (5)	1,629 (57)		

※ 当社は、2005年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、①月例報酬と②業績連動型の賞与とにより構成されており、①月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、②賞与は当社株主に帰属する当期純利益(連結)に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与は支給しておりません。

### 2015年度の役員報酬予定(算定式)

2015年度の取締役賞与は2015年度の決算が確定次第、下記方法に基づき支給額を算定の上、第92回定時株主総会終了後、支払います。

#### 総支給額

$$\text{総支給額(最大10億円)} = (\text{2015年度当社株主帰属当期純利益(連結)} - 1,000\text{億円}) \times 0.35\% \times \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和} \div 55$$

総支給額は①第92期有価証券報告書に記載される2015年度当社株主帰属当期純利益(連結)から1,000億円を控除した金額の0.35%相当額(当社株主帰属当期純利益(連結)が1,000億円に満たない場合は0円)を対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額、または②10億円、のいずれか少ない額です。

#### 個別支給額

$$\text{個別支給金額} = \text{総支給額} \times \text{役位ポイント} \div \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和}$$

各取締役への個別支給額は上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額です(1,000円未満切り捨て)。但し、個別支給額の限度額は下記の通りです。

	取締役会長 取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員
ポイント	10	5	4	3
個別支給額の限度額	181.8百万円	90.9百万円	72.7百万円	54.5百万円

# 取締役、監査役及び執行役員

2015年7月1日現在

## 取締役



代表取締役社長

岡藤 正広

所有株式数 143,995株



取締役会長

小林 栄三

所有株式数 118,770株



代表取締役

高柳 浩二

食料カンパニー プレジデント

所有株式数 55,000株



代表取締役

吉田 朋史

住生活・情報カンパニー プレジデント

所有株式数 52,350株



代表取締役

岡本 均

CSO

所有株式数 32,565株



代表取締役

塩見 崇夫

機械カンパニー プレジデント

所有株式数 32,600株



代表取締役

福田 祐士

エネルギー・化学品カンパニー  
プレジデント

所有株式数 43,500株



代表取締役

小関 秀一

繊維カンパニー プレジデント

所有株式数 34,900株



代表取締役

米倉 英一

金属カンパニー プレジデント

所有株式数 28,705株



代表取締役

小林 文彦

CAO

所有株式数 57,380株



代表取締役

鉢村 剛

CFO

所有株式数 22,400株



取締役<sup>※1</sup>

藤崎 一郎

所有株式数 1,500株



取締役<sup>※1</sup>

川北 力

所有株式数 0株

※1 会社法第2条第15号に定める社外取締役

※2 所有株式数は2015年3月31日現在

## 監査役



常勤監査役  
赤松 良夫

2010年 当社取締役専務執行役員  
2012年 常勤監査役



常勤監査役  
大喜多 治年

2011年 当社執行役員  
2015年 常勤監査役



監査役<sup>※3</sup>  
間島 進吾

1972年 3月 公認会計士登録  
公認会計士間島進吾事務所  
設立  
1975年 9月 PEAT MARWICK MITCHELL  
& CO.(現KPMG LLP)  
ニューヨーク事務所入所  
1981年 3月 米国公認会計士  
(ニューヨーク州)登録  
1987年 7月 同社監査担当パートナー  
1997年 7月 同社日本関連事業部米国  
北東部総括パートナー(監査/  
税務/コンサルティング部門)  
及び日本関連事業部全米統括  
パートナー(監査部門)  
2005年 1月 同社顧問  
2005年 9月 同社退任  
2006年 4月 中央大学商学部教授(現任)  
2007年 5月 ㈱アテランス社外取締役  
(2008年8月退任)  
2011年 11月 中央大学経理研究所所長(現任)  
2012年 6月 ㈱ウイン・インターナショナル  
社外取締役(2013年3月退任)  
2013年 4月 ウイン・パートナーズ㈱  
社外取締役(現任)  
2013年 6月 現職に就任



監査役<sup>※3</sup>  
望月 晴文

1973年 4月 通商産業省入省  
1998年 7月 同省大臣官房審議官  
(経済構造改革担当)  
2001年 1月 原子力安全・保安院次長  
2002年 7月 経済産業省大臣官房  
商務流通審議官  
2003年 7月 中小企業庁長官  
2006年 7月 資源エネルギー庁長官  
2008年 7月 経済産業事務次官  
2010年 7月 経済産業省退官  
2010年 8月 内閣官房参与  
(2011年9月退任)  
2012年 6月 ㈱日立製作所社外取締役  
(現任)  
2013年 6月 東京中小企業投資育成㈱  
代表取締役社長(現任)  
2014年 6月 現職に就任



監査役<sup>※3</sup>  
瓜生 健太郎

1995年 4月 弁護士登録(現任)  
常松築瀬関根法律事務所  
(現長島大野常松法律事務所)入所  
1996年 1月 松尾総合法律事務所入所  
1999年 2月 ソロモン・スミス・バーニー  
証券会社  
(現シティグループ証券)入社  
2000年 4月 国際協力事業団  
(現独立行政法人国際協力機構)  
長期専門家(日本弁護士連合会  
からベトナム司法省等派遣)  
2002年 8月 弁護士法人キャスト  
(現弁護士法人瓜生・糸賀法律  
事務所)代表弁護士マネージング  
パートナー(現任)  
2008年 8月 SUIアドバイザリーサービス㈱  
(現U&Iアドバイザリーサービス㈱)  
代表取締役(現任)  
2014年 6月 ㈱フルタフルタ  
社外取締役(現任)  
2014年 9月 GMO TECH㈱  
社外取締役(現任)  
2015年 3月 協和発酵キリン㈱  
社外監査役(現任)  
2015年 6月 現職に就任

※3 会社法第2条第16号に定める社外監査役

## 執行役員

### 社長

岡藤 正広

### 副社長執行役員

高柳 浩二  
食料カンパニー プレジデント

### 専務執行役員

中村 一郎  
中南米総支配人  
(兼)伊藤忠ブラジル会社社長

吉田 朋史  
住生活・情報カンパニー プレジデント

岡本 均  
CSO

塩見 崇夫  
機械カンパニー プレジデント

福田 祐士  
エネルギー・化学品カンパニー  
プレジデント  
(兼)CP・CITIC戦略室長

### 常務執行役員

小関 秀一  
繊維カンパニー プレジデント  
(兼)ブランドマーケティング第二部門長

### 佐々木 淳一

アセアン・南アジア総支配人  
(兼)伊藤忠シンガポール会社社長  
(兼)シンガポール支店長

米倉 英一  
金属カンパニー プレジデント

今井 雅啓  
欧州総支配人  
(兼)伊藤忠欧州会社社長

木造 信之  
住生活・情報カンパニー  
エグゼクティブ バイス プレジデント  
(兼)建設・物流部門長

小林 文彦  
CAO(兼)人事・総務部長

吉田 多孝  
機械カンパニー  
エグゼクティブ バイス プレジデント

中出 邦弘  
経理部長

鉢村 剛  
CFO(兼)財務部長

上田 明裕  
東アジア総代表  
(兼)伊藤忠(中国)集团有限公司董事長  
(兼)上海伊藤忠商事有限公司董事長  
(兼)伊藤忠香港会社社長  
(兼)BIC董事長

### 原田 恭行

伊藤忠インターナショナル会社社長(CEO)

### 執行役員

久保 勲  
監査部長

茅野 みつる<sup>※4</sup>  
法務部長

都梅 博之  
アフリカ総支配人  
(兼)ヨハネスブルグ支店長

勝 厚  
Dole Asia Holdings Pte. Ltd.  
(Director, EVP)

岡田 明彦  
金属・鉱物資源部門長

石井 敬太  
化学品部門長  
諸藤 雅浩  
ブランドマーケティング第一部門長  
(兼)ブランドマーケティング第二部門長

深野 弘行  
機械カンパニー プレジデント補佐

川島 宏昭  
中部支社長

### 高杉 豪

食料カンパニー プレジデント補佐  
(兼)食糧部門長  
(兼)CP・CITIC戦略室長代行

池添 洋一  
東アジア総代表補佐(華南担当)  
(兼)アセアン・南アジア総支配人補佐  
(兼)伊藤忠香港会社社長

宮崎 勉  
伊藤忠ケミカルフロンティア㈱  
代表取締役社長

林 史郎  
ファッションパレル第一部門長

佐藤 浩  
プラント・船舶・航空機部門長

関 鎮  
伊藤忠インターナショナル会社 CFO

高田 知幸  
広報部長

安田 貴志  
エネルギー部門長

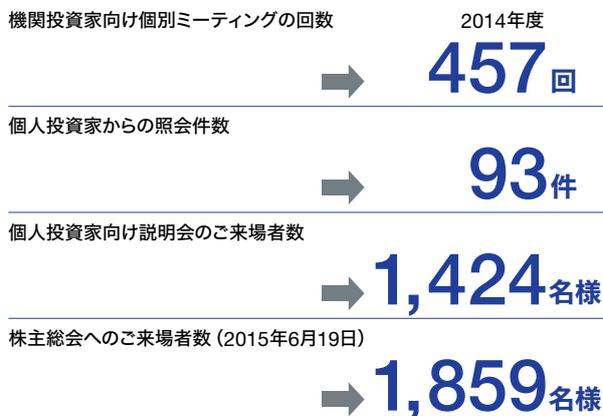
貝塚 寛雪  
業務部長

※4 執行役員の茅野 みつるの戸籍上の氏名は、池 みつるです。

## IR活動

2014年度は、アナリスト・機関投資家の皆様、海外機関投資家の皆様、個人投資家の皆様とさまざまなコミュニケーションを取り、当社の考えをご説明すると共に、いただいた貴重なご意見を経営陣幹部へ積極的にフィードバックしました。主なIR活動実績は以下の通りです。

活動	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 計画
アナリスト・機関投資家向け決算説明会	4回	4回	4回
アナリスト・機関投資家向け大型案件説明会	—	2回	—
アナリスト・機関投資家向け分野別説明会	1回	—	1回
アナリスト・機関投資家向け施設見学会	1回	2回	1回
アナリスト・機関投資家向け説明会 質疑応答要旨HP掲載	—	翌営業日	翌営業日
個人投資家向け説明会	2回	14回	30回
海外IR	6回	8回	7回
証券会社主催コンファレンス(国内)	6回	7回	7回



2014年度は、個人投資家向けのIR活動を強化しており、①個人投資家向けの説明会の実施回数を増やしたほか、個人投資家による理解度の向上を図るべく、②当社のホームページを充実させると共に、③個人投資家向けの情報誌への会社説明記事を掲載しました。

2015年度も引き続き、個人投資家向けのIR活動を新たな取り組みも含め、強化していきます。



アイアール magazine  
2014 Summer



個人投資家向けホームページ

### IR活動に対する外部評価

2013年度	2014年度
「第19回証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」(商社部門)第1位	「第20回証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」(商社部門)第2位
「日経アニュアルレポートアワード2013」最優秀賞	「日経アニュアルレポートアワード2014」準グランプリ
「第1回WICIジャパン統合報告表彰」優秀企業賞	「第2回WICIジャパン統合報告表彰」優秀企業賞

アニュアルレポートの評価に関し、「日経アニュアルレポートアワード2014」では、①明確で力強い社長メッセージ、②明快なビジネスモデルの説明、③読者の関心の高い箇所の深掘り、④各セグメントの定性・定量面の情報の盛り込みが評価され、また、「第2回WICIジャパン統合報告表彰」では、①業界での差別的競争優位性についてのトップメッセージを中心とした開示、②統合報告の観点でのビジネスモデルのまとめ、複雑な総合商社ビジネスの簡潔・明瞭な表現、③企業価値や株主価値についての充実化、等が評価されました。



アニュアルレポート 2014

### インデックスへの採用状況等 (2015年6月30日現在)

- JPX日経インデックス400
- TOPIX Large70 / TOPIX 100 / TOPIX 500 / TOPIX 1000
- 東証配当フォーカス100指数
- 日経平均株価(日経225)
- 日経株価指数300 / 日経500種平均株価 / 日経JAPAN 1000
- 日経中国関連株50
- MSCI Japan Index
- S&P TOPIX 150
- 50 Dow Jones Sustainability World Index (DJSI World)
- モーニングスター社会的責任投資株価指数 (MS-SRI)
- RobecoSAM Sustainability Award 2015 Silver Class, Industry Mover

MEMBER OF  
**Dow Jones  
Sustainability Indices**  
In Collaboration with RobecoSAM



**ROBECOSAM**  
Sustainability Award  
Silver Class 2015

**ROBECOSAM**  
Sustainability Award  
Industry Mover 2015

# ひとりの商人、無数の使命

## 編集方針

「アニュアルレポート2015」では、近年、国際的に議論が進む開示フレームを意識しつつも、定型化の回避に留意しました。また、昨今の日本版ステュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの導入も踏まえ、積極的な開示に努めるべく、株主・投資家を中心としながら、幅広い読者の皆様に当社をより深くご理解いただけるよう、経済的側面と社会・環境的側面の両面から、当社の価値創造活動の実像を描写するため、更なる改善を図りました。

## 決算に関する詳細情報

2014年度決算の詳細については、有価証券報告書をご覧ください。

[http://www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual\\_security\\_report/pdf/security\\_91.pdf](http://www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_security_report/pdf/security_91.pdf)

## 報告対象範囲等

### ■ 対象期間

2014年4月1日～2015年3月31日  
(一部に2015年4月以降の活動内容等を含みます)

### ■ 対象組織

伊藤忠商事(株)及び伊藤忠グループ

### ■ 会計基準

別途記載がない限り2013年度以前は米国会計基準、2014年度以降は国際会計基準(IFRS)による記載を行っております。

## より幅広いIR関連情報を入手したい方は

### ■ IR (投資家情報) ウェブサイト

<http://www.itochu.co.jp/ja/ir/>

- 決算公表資料 (有価証券報告書/決算短信等)
- 適時開示情報
- 個人投資家向けサイト
- 株主・株式関連情報
- 業績・財務関連グラフ・データ等



## より幅広いCSR関連情報を入手したい方は

### ■ CSRウェブサイト

<http://www.itochu.co.jp/ja/csr/>

- CSRレポート
- GRIガイドライン対照表
- 伊藤忠商事のCSR
- 事業活動とCSR
- 環境への取組
- 社会貢献活動等

